

平成 21 年 8 月 27 日

各 位

会社名 株式会社 ゼロ
代表者名 代表取締役社長 岩下 世志
(コード番号：9028 東証第2部)
問合せ先 取締役経営企画部長 北村 竹朗
(Tel 044 - 520 - 0106)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催いたしました取締役会において、平成21年9月29日に開催を予定しております当社第63回定時株主総会に付議する「定款一部変更の件」について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第88号)」(以下「決済合理化法」という。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

決済合理化法附則第6条第1項により、同法の施行日(平成21年1月5日)をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定および株券喪失登録簿に関する規定についても削除するものであります。

決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」および「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。

株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日(平成21年1月5日)の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に関する事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を新設するものであります。

- (2) 株式に関する取扱いのほか、株主権行使の手続きについて株式取扱規程に定められていることを明確にするために変更するものであります。
- (3) その他、上記変更に伴う条文の整理および条数の変更を行い、定款の整備を行うものであります。

2 . 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3 . 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 21 年 9 月 29 日 (火)

定款変更のための効力発生予定日 平成 21 年 9 月 29 日 (火)

以上

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第1条～第6条(条文省略)</p> <p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p><u>2 当社は、前条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p><u>3 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>次条に掲げる請求をする権利</u></p> <p>(新設)</p> <p>(単元未満株式の売渡請求)</p> <p>第9条(条文省略)</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2(条文省略)</p>	<p>第1条～第6条(現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条(現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>次条に掲げる請求をする権利</u></p> <p>(単元未満株式の売渡請求)</p> <p>第9条(現行どおり)</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2(現行どおり)</p>

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の<u>株主名簿、株券喪失登録簿</u>および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務はこれを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 12 条 当社の<u>株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび売渡し、</u>その他株式に関する取扱いおよび手数料は法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第 13 条～第 49 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当社の<u>株主名簿</u>および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務はこれを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 12 条 当社の<u>株主権行使の手続き、</u>その他株式に関する取扱いおよび手数料は法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第 13 条～第 49 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p><u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置き</u><u>その他株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。なお、本附則は平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって削除するものとする。</u></p>